

熊谷市地域生活支援拠点等の 整備について



熊谷市地域生活支援拠点等の機能を担う
事業所について（ガイドライン）

令和5年5月改訂

熊谷市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱に基づく、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の届出手続などについて案内します。

1	熊谷市内の障害者を取りまく現状について	・・・・・・・・	3
2	熊谷市地域生活支援拠点等整備事業について	・・・・・・・・	5
3	地域生活支援拠点等整備事業の進め方	・・・・・・・・	11
4	地域生活支援拠点等に係る報酬算定について	・・・・・・・・	15
5	事業所登録について	・・・・・・・・	25

1 熊谷市内の障害者を取りまく現状について

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1級	2,149	2,161	2,130	2,136	2,101
2級	1,025	992	983	964	949
3級～6級	2,963	2,925	2,920	2,876	2,845

(2) 療育手帳所持者数の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
①	340	348	349	351	354
A	343	340	342	344	348
B	395	421	442	453	458
C	369	397	416	420	439

(3) 精神保健福祉手帳所持者数の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1級	94	119	135	133	137
2級、3級	1173	1,275	1,364	1,389	1,477

熊谷市の障害者の状況（年齢・障害別）

（R4.3.31時点）

	18歳未満	18歳以上～ 40歳未満	40歳以上～ 50歳未満	50歳以上～ 65歳未満	65歳以上	計 人数
身体障害	100人	248人	334人	977人	4,236人	5,895人
	1.7%	4.2%	5.7%	16.6%	71.9%	
知的障害	370人	650人	246人	209人	124人	1,599人
	23.1%	40.7%	15.4%	13.1%	7.8%	
精神障害	35人	438人	407人	491人	243人	1,614人
	2.2%	27.1%	25.2%	30.4%	15.1%	

2 熊谷市地域生活支援拠点等整備事業について

地域生活支援拠点等整備事業とは

障害のある方が住み慣れた地域で安心して生活し続けていくためには、障害のある方の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、様々な支援が切れ目なく提供される必要があります。障害のある方の生活を地域全体で支えるための体制づくりを地域生活支援拠点等整備事業といいます。

目 的

- (1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- (2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備することにより、障害者等の地域での生活を支援する。

「地域生活支援拠点等」の整備にあたって求められる5つの機能

- ① 相談（緊急性のある相談・緊急時に備えた相談）
- ② 緊急時の受け入れ・対応
- ③ 体験の機会・場の提供
- ④ 専門的人材の確保・養成
- ⑤ 地域の体制づくり



地域生活支援拠点の機能について

拠点機能(1) 「相談（緊急性のある相談・緊急時に備えた相談）」の機能

緊急時の支援の見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う機能

機能を担う機関

- ・ 特定相談支援事業所
- ・ 障害児相談支援事業所

役割

- ・ サービス等利用計画を作成する際に、緊急時の対応ができるような視点を持って作成する。
- ・ 緊急時の支援が見込めない対象者に対しては可能な限り地域定着支援を導入する。
- ・ それが困難な場合は、できる限り緊急事態の発生を予防するための調整を行う。
(例えば、緊急時の対応方法について家族と事前に話をしておく、短期入所の体験利用の調整を行う等)

※ ここでいう体験利用とは、初めての短期入所は本人も受け入れる側も不安になるため、事前に短期入所の利用を体験しておくことをいう。

拠点機能(2) 「緊急時の受け入れ・対応」の機能

介護者の急病などの理由により、一時的に通常の在宅生活を送ることが困難な状況になったとき、短期入所等の施設受け入れや、医療機関への連絡など必要な対応を行う機能

機能を担う機関

特定相談支援事業所
障害児相談支援事業所

役割

- ・対象者から緊急の連絡を受けたとき、必要に応じ短期入所等のサービスの利用調整を行う。
- ・緊急時の対応は、短期入所や医療機関への入院に限らず、障害者の状態に応じて、訪問系サービスにより対応するなど、適切な対応を行う。

機能を担う機関

短期入所事業所
訪問系サービス事業所

役割

- ・特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所から緊急の受け入れ・対応の要請があった場合、できる限り協力する。

拠点機能(3) 「体験の機会・場の提供」の機能

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、グループホーム等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を行う機能

機能を担う機関

- ・ 特定相談支援事業所
- ・ 障害児相談支援事業所
- ・ 地域移行支援事業所

役割

- ・ 病院、施設からの地域移行や親元から自立したい旨の相談があった場合、必要に応じてグループホーム等の障害福祉サービスの体験利用の調整を行う。

機能を担う機関

- ・ 施設入所支援事業所
- ・ 共同生活援助事業所
- ・ 日中活動系サービス事業所
- ・ 短期入所事業所

役割

- ・ 特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所、地域移行支援事業所から体験利用の要請があった場合、できる限り協力する。

※ 日中活動系サービス事業所
生活介護、自立訓練（機能・生活）、
就労移行支援、就労継続支援A型・B型

【体験に送り出す側】

（施設入所支援事業所、日中活動系サービス事業所）

体験的な利用支援における地域移行支援事業所との情報共有や連絡調整を行う。また、利用者に対して体験的な利用支援を行うにあたり、相談援助を行う。

【体験を受け入れる側】

（共同生活支援事業所、日中活動系サービス事業所）

特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所、地域移行支援事業所から体験利用の要請があった場合、できる限り協力する。

拠点機能(4) 「専門的人材の確保・育成」の機能

医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方、高齢化に伴い重度化した障害のある方などに対し、専門的な対応の体制確保や、専門的な対応ができる人材の育成を行う機能

機能を担う機関

- ・熊谷市障害者基幹相談支援センター

役割

- ・熊谷市では、障害者基幹相談支援センターの業務により、医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方、高齢化に伴い重度化した障害のある方を支援するための研修等を実施する。

拠点機能(5) 「地域の体制づくり」の機能

特定相談支援事業所を中心に支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の明確化と解決に向けて情報共有等を行い、必要に応じて他分野と連携を図ることでネットワークの構築を行う機能

機能を担う機関

- ・ 特定相談支援事業所
- ・ 障害児相談支援事業所

役割

- ・ 支援困難事例等について課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応する。必要に応じて協議会等にも報告し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を図る。

※ 大里地域自立支援協議会熊谷市連絡会議の相談支援部会に適宜出席することで、機能を担っているものと認める。

機能を担う機関

地域自立支援協議会
熊谷市障害者基幹相談支援センター

役割

- ・ 地域自立支援協議会を中心とした地域のネットワークを構築していく。
- ①関係機関のネットワーク構築
障害福祉連絡会（くまとも）
- ②各専門分野のネットワーク構築
専門部会

3 地域生活支援拠点等整備事業の進め方

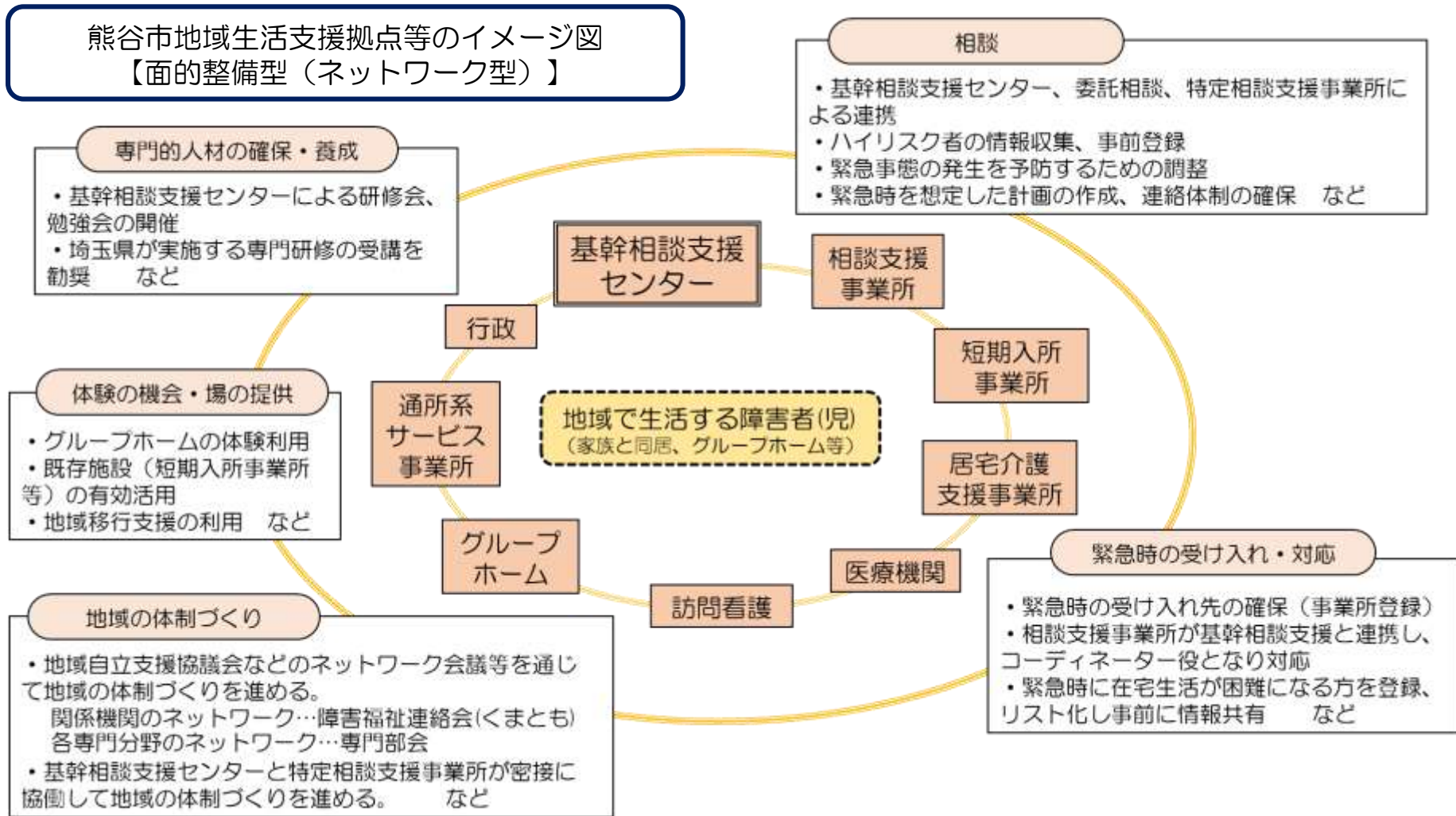
(1) 熊谷市地域生活支援拠点の整備方法は面的整備型（ネットワーク型）として進めていく。

- 顔の見える関係性を活かした地域の社会資源をつなぐネットワーク整備
- 関係機関が拠点整備の重要性を共通認識として持ち、お互いに連携を図っていく。

(2) 相談機能（緊急性のある相談・緊急時に備えた相談）、緊急時の受け入れ・対応機能を優先的に進めていく。

- 緊急時支援を必要とする利用者は登録制とし、リスト化を図る。
- 緊急時支援対象者は、登録した事業所を活用すること想定していく。

(1) 熊谷市地域生活支援拠点の整備方法は面的整備型（ネットワーク型） として進めていく

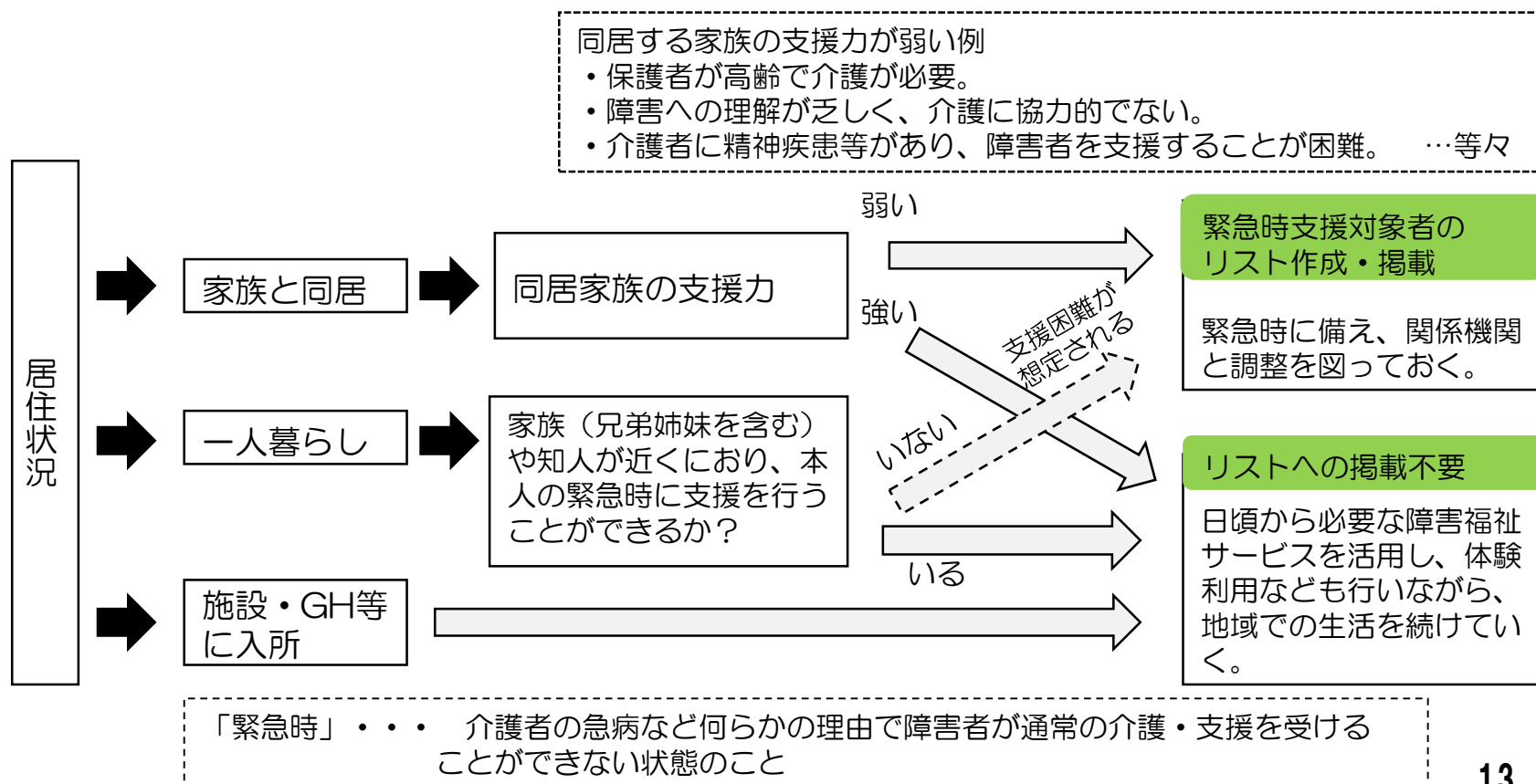


(2) 相談機能（緊急性のある相談・緊急時に備えた相談）緊急時の受け入れ・対応機能を優先的に進めていく。

緊急時支援登録の必要性を確認してから、該当となる方を登録してリスト化し、緊急時の受け入れの際に情報を共有できるよう体制を整える。



緊急時支援対象者の把握のためのフローチャート



地域生活支援拠点事業 平常時支援から緊急時支援までの流れ

平常時支援の流れ

アセスメント

- ・個別計画の策定
- ・チェックシートによる評価

支援対象者としての登録

- ・利用対象者登録
- ・共通アセスメントシートの作成

情報の共有・体験

- ・支援機関で情報共有
- ・短期入所の利用検討

緊急時支援の流れ

共通アセスメント シートの活用

- ・関係者（相談員、基幹、市、事業所）で集まり、共通アセスメントシートをもとに支援方法の検討を行う。

緊急時支援

- ①居宅での生活継続支援が可能か、または
- ②短期入所が必要か判断し、緊急時支援を実施する。

平常時支援

- ・利用者が地域で生活できるように引き続き支援していく。

4 地域生活支援拠点等に係る報酬算定について

地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）を推進していくためには、既存の社会資源との協力・連携が重要となります。

市が拠点等として位置付けた事業所は、その役割を評価する加算を算定することができます。

また、加算の算定にあたっては、事業所の運営規程に拠点等の機能を担うことを規定し、市に届け出を行うことが要件となるものがあります。

※ 届出の方法等は、「熊谷市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱」に基づく



「相談」の機能の強化

《地域生活支援拠点等相談強化加算》

700単位/回

対象	指定特定相談支援、指定障害児相談支援
内容	運営規程において、拠点等であることを定めていることを、市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所が、要支援者の緊急時において、要支援者や家族等からの要請に基づき、連携する短期入所事業者に対して、要支援者に関する必要な情報提供及び利用に関する調整を行った場合に、要支援者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算する。
算定方法	加算のみの請求が可能 要支援者の計画相談支援を実施している事業所において短期入所の調整等を行った場合に算定が可能。要支援者が障害福祉サービス等を利用していない場合は、新たにサービス等利用計画の作成を行った場合に算定が可能になる。

- ※ 加算は、短期入所の受入れ実績に応じて算定できるとあることから、実際に短期入所の受入れにつながった調整を加算の対象とし、短期入所を断られた場合の調整は含まない。
- ※ 地域生活支援拠点未整備の他区市町村利用者に対して短期入所の調整等を行った場合も、加算の算定可能（平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A vol. 1）

「緊急時の受け入れ・対応」の機能の強化

《緊急短期入所受入加算（Ⅰ）》 180単位/日 福祉型 ※ 拠点等の届出がなくても
《緊急短期入所受入加算（Ⅱ）》 270単位/日 医療型 算定可能

対象	短期入所
内容	居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあっては、14日）を限度として、当該緊急利用者のみに対して加算する。

《定員超過特例加算》 50単位/日 ※ 拠点等の届出がなくても算定可能

対象	短期入所
内容	「緊急時」という局面を勘案し、定員を超えて受け入れた場合には、期間を区切ったうえで、特例的に加算をするとともに、その間は、定員超過利用減算は適用しない。

※ 定員超過特例加算は10日を限度として算定可能

「緊急時の受け入れ・対応」の機能の強化

《緊急時のための受入機能の強化》

100単位/日

対象	短期入所、重度障害者等包括等支援（短期入所を実施した場合）
内容	拠点等である短期入所施設が利用者を受け入れた場合、緊急時に限らず、利用者全員について、利用を開始した日に100単位を算定できる。

※ 市内の指定短期入所事業者等が、地域生活支援拠点未整備の他区市町村に居住する者に対して指定短期入所等を行った場合にも算定可能（令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A vol. 1）

短期入所事業所等の受入施設の役割

地域で安心できる生活を送るためには、緊急時に受入れてくれる場が必要であり、短期入所事業所等の受け入れ施設の協力が不可欠です。

平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定においては、その重要性を鑑み、緊急の受入・対応を重点的に評価するため、緊急短期入所受入加算の算定要件の見直しを行うとともに、単位数が引き上げられました。また、「緊急時」という局面を勘案し、定員を超えて受け入れた場合には、期間を区切った上で、特例的に加算をするとともに、その間は定員超過利用減算を適用しないこととされました。

さらに、令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定においては、市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所について、地域生活支援拠点等として緊急時の受入対応等の役割を担うことを評価する上記の加算が創設されました。

「緊急時の受け入れ・対応」の機能の強化

《緊急時対応加算》 地域生活支援拠点等の場合…プラス50単位/回

対象	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
内容	市町村が拠点等として位置付けた居宅介護事業所等について、地域生活支援拠点等として緊急対応の役割を担い、対応を行った場合に利用者1人につき1月に2回を限度に100単位を算定できる。拠点等の場合は更に50単位を上乗せできる。
対象	自立生活援助、地域定着支援
内容	緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅等への訪問等による支援を行った場合、1日につき緊急時支援加算(I)の711単位を算定できる。拠点等の場合は更に50単位を上乗せできる。
対象	地域定着支援
内容	緊急時に利用者等からの要請に基づき、速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合、1日につき緊急時支援費(I)の712単位を算定できる。拠点等の場合は更に50単位を上乗せできる。

※ 市内の指定居宅介護事業者等が、他区市町村に居住する者に対して緊急時の対応を行った場合にも算定可能（令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A Vol. 1）

「体験の機会・場の提供」機能の強化

《体験利用加算》 地域生活支援拠点等の場合…プラス50単位/回

対象	地域移行支援
内容	拠点等である指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービス等の体験的な利用支援を提供した場合、通常の体験利用加算に加えて、1日につき、50単位を加算する。

《体験利用支援加算》 地域生活支援拠点等の場合…プラス50単位/回

対象	日中活動系サービス
内容	拠点等である日中活動系サービス事業所において、利用者に対して、地域移行支援の障害福祉サービスの体験利用支援を行う場合において、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録したとき、通常の体験利用支援加算に加えて、1日につき、50単位を加算する。

日中活動系サービス・・・生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型

※ 障害福祉サービス事業の体験利用を行った場合に、15日に限り算定できる。

「体験の機会・場の提供」機能の強化

《体験宿泊加算》 地域生活支援拠点等の場合…プラス50単位/回

対象	地域移行支援
内容	拠点等である指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービス等の体験的な宿泊支援を提供した場合、通常の体験宿泊加算に加えて、1日につき、50単位を加算する。

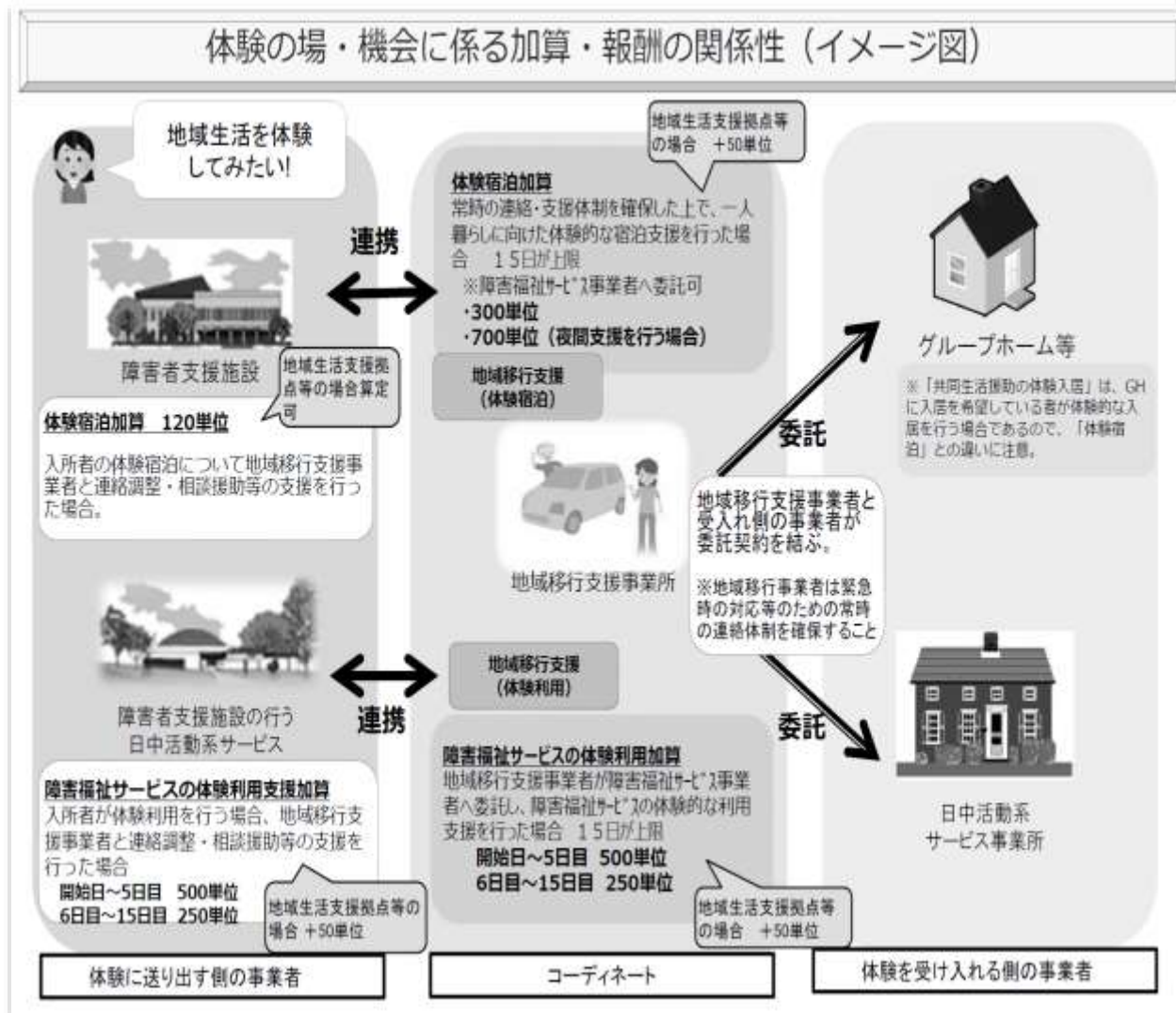
《体験利用支援加算》 120単位/日 ※ 拠点等の届出がなくても算定可能

対象	施設入所支援
内容	施設利用者が指定地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合において、施設従事者が地域移行支援事業所との連絡調整その他の相談援助を行った場合に算定できる。

体験の場・機会に係る加算・報酬の関係性（イメージ図）

体験宿泊加算・障害福祉サービスの体験利用支援加算については右のイメージ図のとおりとなります。

【体験に送り出す側】は、体験宿泊加算・障害福祉サービスの体験利用支援加算を算定し、【コーディネート】を行う地域移行支援事業所は体験宿泊加算・障害福祉サービスの体験利用加算を算定します。【体験を受け入れる側】は地域移行支援事業所と委託契約を結んで対応します。



「地域の体制づくり」の機能の強化

《地域体制強化共同支援加算》

2,000単位/月

対象	指定特定相談支援、指定障害児相談支援
内容	拠点等である相談支援事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等事業者と3者以上で共同で対応し、自立支援協議会に報告した場合に算定できる（利用者1人につき月1回を限度）。
算定方法	加算のみの請求が可能 地域自立支援協議会に報告を行ったことをもって、請求ができる。

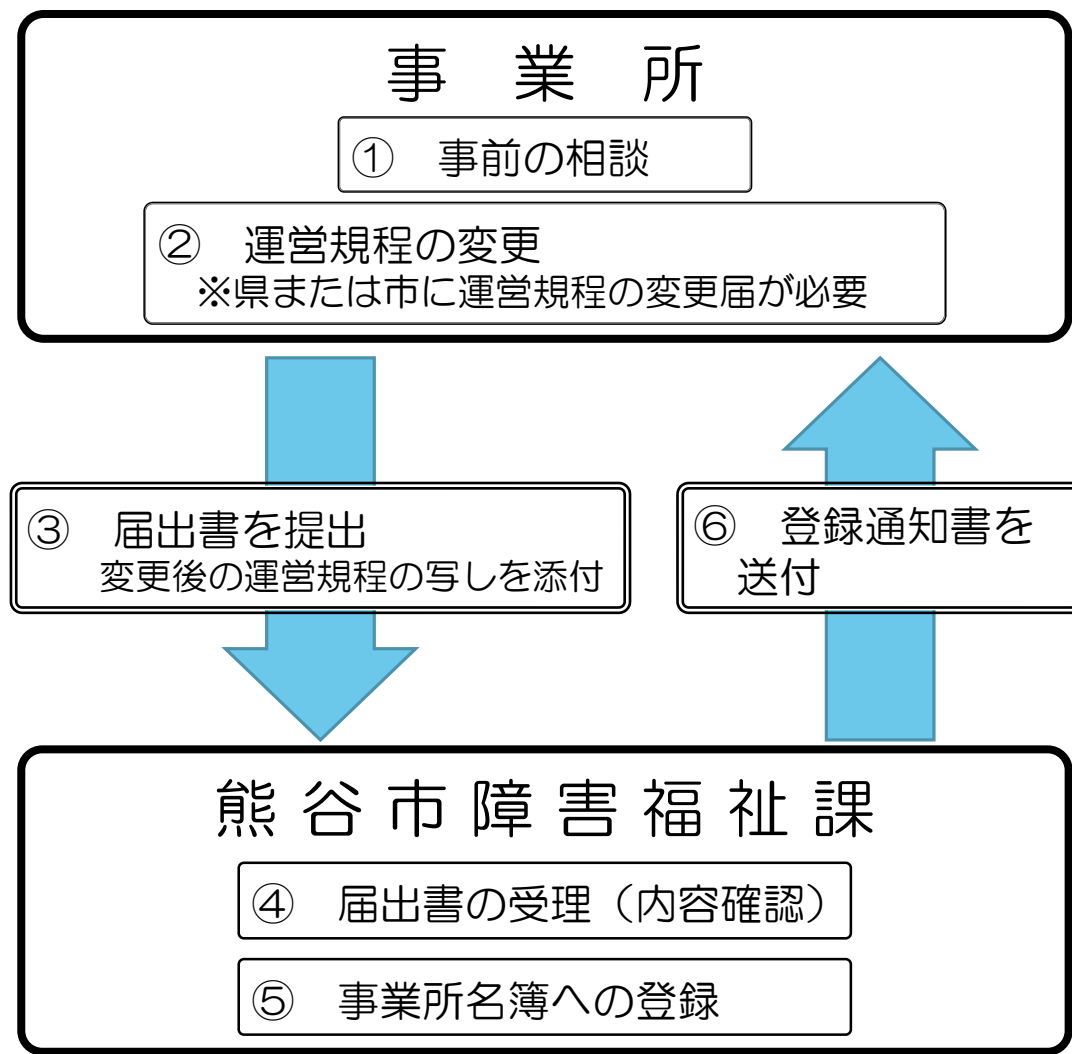
- ※ 他の福祉サービス等事業者と3者以上
保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを提供する事業者のうち3者以上（当該相談支援事業所を除く）
- ※ 加算の趣旨 【留意事項通知（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）より抜粋】
当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な地域の体制づくりの機能として、地域の様々なニーズに対応出来るサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行うことを目的とするものであり、この加算の対象となる事業所については、地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。

MEMO

5 熊谷市地域生活支援拠点等の 事業所登録について



登録の流れ



○市指定の事業所（指定特定相談支援事業所）は、「届出書③」と「（計画相談支援）変更届出書」、「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」、「相談支援給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」、「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を市へ同時に提出可

○県指定の事業所は、「体制届」等の県への提出に際し、「⑥登録通知書」の写しを添付

事業所の登録について①

1 運営規程の変更

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所となる際に、運営規程にその旨の記載が必要となります。

2 届出書の提出

事前相談ののち、添付書類を添えて障害福祉課へ届出書を提出してください。

提出書類

- ① 届出書（要綱様式第1号）・・・1部
- ② 機能を担うことを記載した運営規程・・・1部

3 登録

提出いただいた届出書を確認後、地域生活支援拠点等事業所名簿に登録し、登録決定通知書を事業所へ送付します。

また、登録していただいた事業所はホームページ等で公表します。

事業所の登録について②

運営規程への記載について

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として届け出を行う際には、以下の項目を運営規程に追加してください。

※ 以下に示す運営規程は記載例であり、各事業所の実態に応じた規程とし、内容を理解した上で作成してください。

運営規程の記載例①

その他運営に関する重要事項

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第〇〇条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

(1) 相談

緊急時の支援の見込めない世帯を事前に把握・登録したうえで、連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う機能

事業所の登録について③

運営規程の記載例②

(2) 緊急時の受け入れ・対応

《短期入所事業所の場合》

短期入所等を活用した緊急時の受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等必要な対応を行う機能

《訪問系サービス事業所等の場合》

介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時に、本人への支援や医療機関への連絡等の必要な支援を行う機能

(3) 体験の機会・場の提供

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

事業所の登録について④

運営規程の記載例③

(4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者などに対し、専門的な対応の体制確保や専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

(5) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

事業所の登録について⑤

運営規程作成にあたっての留意事項

a 特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所が届出を行う場合は、(1)、(2)、(3)、(5)の機能を担うことを運営規程に記載することが、届出（加算の算定）の要件となります。

b 短期入所事業所及び訪問系サービス事業所が届出を行う場合には、(2)の機能を担うことを運営規程に記載することが、届出の要件となります。

※訪問系サービス事業所・・・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、
重度障害者等包括支援

c 地域移行支援事業所、日中活動系サービス事業所が届出を行う場合、少なくとも(3)の機能を担うことが、届出の要件となります。

※日中活動系サービス事業所・・・生活介護、自立訓練、就労移行支援、
就労継続支援A型・B型

d (4)専門的人材の確保・養成の機能については、熊谷市障害者基幹相談支援センターの業務により担うものとしますので、届出の必要はありません。

事業所の登録について⑥

現状できることを対応していただき、課題解決に向けて継続して協議・検討を重ねていき、皆さんの協力のもと充実した支援体制となることを目指していきます。

